

6月定例教育委員会 付議案件表

1. 教育長報告

2. 議案

番号	案件名	課名
8	6月補正予算について	各課
9	直方市立学校施設等使用条例施行規則の一部を改正する規則について	教育総務課
10	直方市特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する規則を廃止する規則について	教育総務課
11	直方市中学校部活動地域展開等検討委員会設置要綱の一部を改正する告示について	文化・スポーツ推進課

3. 協議事項

番号	案件名	課名
1	令和7年度直方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価報告書について	各課

4. 報告事項

番号	案件名	課名
1	直方市学校規模適正化基本計画に基づく複式学級解消について（経過報告）	教育総務課

5. その他 ・7月行事について(学校教育課 当日配布)

・グローバル人材育成事業進捗報告（学校教育課）

・会議録署名委員の指名について

教育委員会行事報告

令和8年5月13日～令和8年6月9日

月	日	曜日	内容	市議会
5	13	水		
	14	木		
	15	金		
	16	土	全中学校体育会（市内4中学校）	
	17	日	鋤田正義記念講演（ユメニティのおがた・小ホール）	
	18	月		
	19	火	第20回直方税務署管内租税教育推進協議会定期総会（直方市役所）	
	20	水		
	21	木		
	22	金	東京藝大・伊藤氏講演会（ゆずりあ） 直方市保育協会総会（ゆずりあ）	
	23	土		
	24	日		
	25	月	校長面談（直方市役所）	
	26	火	校長面談（直方市役所）	
	27	水	北九州地区市町教育委員会連絡協議会役員会（北九州教育事務所） 5月定例教育長会（北九州教育事務所） 直方市防災会議（直方市役所）	
	28	木	北九州教育事務所学校訪問（直方一中）	
	29	金	校長面談（直方市役所）	
	30	土	小学校運動会（上頓野、福地、中泉）	
	31	日		
6	1	月	定例校長会議（ゆずりあ）	
	2	火	令和8年度北九州地区市町教育委員会連絡協議会総会・研修会（オンライン）	
	3	水		
	4	木	市教委学校訪問（直方南小）	
	5	金	直方市徹底反復学習研修会（植木小）	市議会6月 定例会告示
	6	土		
	7	日	グローバル人材育成事業2次選考 個人面接（直方市役所）	
	8	月	ギラ ヴァンツ北九州市長訪問同席（直方市役所） 小中一貫教育推進本部会（直方市役所）	
	9	火	令和8年度第1回第五地区教科用図書採択協議会（宮若市役所） 定例教育委員会（直方市役所）	

教育委員会行事予定

令和8年6月10日～令和8年7月14日

月	日	曜日	内容	市議会
6	10	水		
	11	木	市人研研究課題学習会（ユメニティのおがた・小ホール）	
	12	金	第1回直方市学力向上検証委員会（直方市役所）	市議会 提案説明
	13	土		
	14	日	文連のつどい2026（ユメニティのおがた・小ホール）	
	15	月		一般質問
	16	火		一般質問
	17	水		一般質問
	18	木	小学校教科等研究会総会（中央公民館）	一般質問
	19	金	令和8年度北九州地区小学校長会研修会（中央公民館）	
	20	土	学びの森開講式（中央公民館）	
	21	日		
	22	月		質疑
	23	火		委員会
	24	水		委員会
	25	木	カンナの会・校務運営研究会（中央公民館）	委員会
	26	金		採決
	27	土		
	28	日		
	29	月	市教委学校訪問（中泉小） 直方市人権教育推進会議（直方市役所）	
	30	火		
7	1	水	定例校長会議（直方市役所）	
	2	木	北九州教育事務所 学校訪問（直方三中）	
	3	金	令和8年度直方市私立幼稚園PTA連合会研修会（中央公民館） 市教委学校訪問（新入小）	
	4	土		
	5	日		
	6	月	市教委学校訪問（感田小）	
	7	火		

議案第 8 号

令和 8 年度 6 月補正予算について

令和 8 年度 6 月補正予算について、別紙のとおり提案する。

令和 8 年 6 月 9 日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定により提案するものである。

令和 8 年度 6 月補正予算資料

教育総務課

1. 小中学校 校内通信ネットワーク整備業務委託料

● 予算額 (単位：千円)

学校	款. 項. 目. 節	予算額	財源のうち国庫支出金	対象校
小学校	10. 2. 2. 11	4, 796	1, 599	感田、上頓野
中学校	10. 3. 2. 11	9, 592	3, 197	全 4 中学校

● 概要

令和元年からスタートした GIGA スクール構想は、令和 7 年度から第 2 期に入り、1 人 1 台タブレット端末の活用をさらに強化し、教育の質向上を図っている。通信速度改善が課題となるため、校内に設置するファイアウォールを高速通信対応へ更新し、インターネット回線も高速回線へ契約変更することにより、タブレットを全校的に同時使用しても円滑に授業が実施可能にするもの。

2. 中学校 備品購入費

● 予算額

学校	款. 項. 目. 節	予算額 (千円)
中学校	10. 3. 2. 17	594

● 概要

クラス数増加により教員数が増加しましたが、予備機だけでは不足したため教員用ノートパソコン 3 台の購入費用として調達するもの。

学校教育課

1. 小中学校 報償費 ふくおか学力アップ推進事業

● 概要

「ふくおか学力アップ事業」は、福岡県教育委員会が市町村や学校と一体となって展開している学力向上支援策です。各学校における個別最適な学習の推進や、学力調査（県独自の学力調査など）の分析を活用し、児童生徒の確かな学力を育むことを目的としています。本事業における学力向上推進強化市町村として、本市が選定されたもので、学力向上施策の助成として、県費配置の学力アップ非常勤講師等の有効活用を更に支援するため、各学校に余剰の配当時間を分配したその報償費である。

【歳出】

学校	款. 項. 目. 節	予算額 (千円)
配置校	10. 1. 9. 7	600

【歳入】(補助率 1/2 : 上限 300 千円)

款. 項. 目. 節	予算額 (千円)
16. 2. 7. 1	300

2. 小学校 報酬他 人件費 早期アプローチを不登校対策校内支援充実事業

● 概要

不登校の兆候を低学年段階から把握し、教育委員会や学校・関係機関が連携して相談・支援体制を整え、校内支援や就学相談を通じて早期から切れ目なく支援する取組であり、この事業をとおして、不登校児童の率を減少させることを目的としている。対象は県の基準を上回る学校であり、令和6年度より配置されている、直方東小学校に加え、新入小が新たに選定された。

【歳出】

学校	款. 項. 目. 節	予算額 (千円)
新入小	10. 2. 3. 1 (3. 4. 8)	2, 175

【歳入】(補助率 2/3 : 上限 1, 087 千円)

款. 項. 目. 節	予算額 (千円)
16. 2. 7. 1	1, 087

文化・スポーツ推進課

1. 直方市公民館類似施設設置助成金

● 概要

築 30 年以上を経過した植木校区上中自治区公民館（公民館類似施設）の雨漏り改修工事を実施するため、同公民館から補助金申請を受けて、直方市公民館類似施設設置助成金交付要綱に基づいて、改修工事費の一部として 30 万円を助成するもの。

【歳出】(補助額 : 改修費 100 万円～200 万円 30 万円以内)

施設	款. 項. 目. 節	予算額 (千円)
植木校区上中自治区公民館	10. 4. 2. 18	300

議案第 9 号

直方市立学校施設等使用条例施行規則の一部を改正する規則について

直方市立学校施設等使用条例施行規則の一部を改正する規則について、
別紙のとおり提案する。

令和 8 年 6 月 9 日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により提案するものである。

直方市立学校施設等使用条例施行規則の一部を改正する規則

第9条中「第11条」を「第13条」に改める。

第13条を第15条とし、第10条から第12条までを2条ずつ繰り下げ、第9条の次に次の2条を加える。

（使用料の免除）

第10条 条例第4条第3項の規定による直方市教育委員会（以下「委員会」という。）が特別な理由があると認めるときとは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- （1） 災害時における緊急避難場所として使用するとき。
- （2） 国、県及び地方公共団体が公務のために使用するとき。
- （3） 市内の中学校が部活動として使用するとき。
- （4） 自治会及び公民館の公式行事として使用するとき。
- （5） PTAの公式行事として使用するとき。

2 委員会は、前項各号のいずれかに該当する場合は、使用料を全額免除する。

（免除の取消し）

第11条 委員会は、直方市立学校の施設等の使用をしようとする者が虚偽の申請又は不正行為により使用料の免除を受けた場合において、これを発見したときは、直ちにその者の免除を取り消し、免除により支払を免れた使用料の徴収をすることができるものとする。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

様式第1号（第5条関係）

直方市立学校施設等使用（変更）許可申請書

年 月 日

直方市立 学校長 様

申請者住所
団 体 名
氏 名
電 話

下記のとおり申請します。なお、使用に際しては、関係条例、規則及びこれらに基づく指示に従うことを誓約します。

※太枠の中をご記入ください。

使 用 施 設	直方市立 学校		
使 用 者	1 一 般 2 免除団体（災害・公務・中学校部活動・地域の公式行事・PTA）		
使 用 の 目 的			
使 用 区 分	1 運動場 2 屋内運動場（運動場 会議室 調理室） 3 校舎内の各室（ ）		
使 用 日 時	月 日 時から 時まで（ 時間） 月 日 時から 時まで（ 時間） 月 日 時から 時まで（ 時間） 月 日 時から 時まで（ 時間） 月 日 時から 時まで（ 時間） 月 日 時から 時まで（ 時間） 月 日 時から 時まで（ 時間） 月 日 時から 時まで（ 時間） 月 日 時から 時まで（ 時間） 月 日 時から 時まで（ 時間） 計（ 時間）		
使用付属備品名			
特 別 な 設 備	☐ しない ☐ する（ ）	上記使用日時の 総入場予定人数	人
教育委員会	年 月 日 承 認 不承認	申 請 番 号	第 号

※免除団体とは直方市立学校施設等使用条例施行規則、第10条第1項第1号から第5号に該当する団体

※施設等を破損した場合、施設の管理者へ報告を行い、原状復旧または損害の賠償を行うこと

屋内運動場使用料

1時間当たりの使用料	使用時間	計
☐ 屋内運動場(照明含む) (□180円 □免除)	時間	円
☐ 屋内運動場用空調 (□410円 □免除)	時間	円
☐ 会議室 (□ 80円 □免除)	時間	円
☐ 調理室 (□330円 □免除)	時間	円
使用料合計		円

様式第2号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

直方市立学校施設等使用（変更）許可通知書

年 月 日

申請者住所
団 体 名
氏 名
電 話

様

年 月 日付で申請のあった直方市立学校施設等の使用について、次のとおり許可するので通知します。

直方市立 学校長 印

使 用 施 設	直方市立 学校		
使 用 者	1 一 般 2 免除団体（災害・公務・中学校部活動・地域の公式行事・PTA）		
使 用 の 目 的			
使 用 区 分	1 運動場 2 屋内運動場（運動場 会議室 調理室） 3 校舎内の各室（ ）		
使 用 日 時	月 日 時から 時まで（ 時間） 月 日 時から 時まで（ 時間） 月 日 時から 時まで（ 時間） 月 日 時から 時まで（ 時間） 月 日 時から 時まで（ 時間） 月 日 時から 時まで（ 時間） 月 日 時から 時まで（ 時間） 月 日 時から 時まで（ 時間） 計（ 時間）		
使用付属備品名			
特 別 な 設 備	☐ しない ☐ する（ ）	上記使用日時の 総入場予定人数	人
許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号

- ※使用に際しては、以下のことを厳守してください。
- ・上記利用日時の使用時間を遵守すること。
（許可された開始時刻より遅く使用を始めても、許可された終了時刻の変更はできません。）
 - ・施設等を破損した場合、施設の管理者へ報告を行い、原状復旧または損害の賠償を行うこと。
 - ・屋内運動場を使用した場合は、使用時間内にモップがけを行うこと。
 - ・学校敷地内は全面禁煙です。

使用料合計	円
-------	---

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年8月1日から施行する。

（直方市立学校施設等使用料に関する取扱い要綱の廃止）

2 直方市立学校施設等使用料に関する取扱い要綱（平成26年11月4日教育委員会告示第5号）は廃止する。

直方市立学校施設等使用条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
(使用の許可の取消し及び停止) 第9条 校長は、使用者が<u>第13条</u>に規定する遵守事項に違反したときは、使用の許可を取り消し、又は停止するものとし、直方市立学校施設等使用取消・停止通知書(様式第4号)により通知するものとする。 <u>(使用料の免除)</u> 第10条 <u>条例第4条第3項の規定による直方市教育委員会(以下「委員会」という。)</u>が特別な理由があると認めるときとは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。 (1) <u>災害時における緊急避難場所として使用するとき。</u> (2) <u>国、県及び地方公共団体が公務のために使用するとき。</u> (3) <u>市内の中学校が部活動として使用するとき。</u> (4) <u>自治会及び公民館の公式行事として使用するとき。</u> (5) <u>PTAの公式行事として使用するとき。</u> 2 <u>委員会は、前項第1号から第5号までに該当する場合は、使用料を全額免除する。</u> <u>(免除の取消し)</u> 第11条 <u>委員会は、直方市立学校の施設等の使用をしようとする者が虚偽の申請又は不正行為により使用料の免除を受けた場合において、これを発見したときは、直ちにその者の免除を取り消し、免除により支払を免れた使用料の徴収をすることができるものとする。</u> (使用の期間の制限)	(使用の許可の取消し及び停止) 第9条 校長は、使用者が<u>第11条</u>に規定する遵守事項に違反したときは、使用の許可を取り消し、又は停止するものとし、直方市立学校施設等使用取消・停止通知書(様式第4号)により通知するものとする。 (新設) (新設) (使用の期間の制限)

第12条 省略

(使用者等の遵守事項)

第13条 省略

(施設等の管理責任)

第14条 省略

(委任)

第15条 省略

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第6条関係)

第10条 省略

(使用者等の遵守事項)

第11条 省略

(施設等の管理責任)

第12条 省略

(委任)

第13条 省略

様式第1号(第5条関係)

省略

様式第2号(第6条関係)

省略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年8月1日から施行する。

(直方市立学校施設等使用料に関する取扱い要綱の廃止)

2 直方市立学校施設等使用料に関する取扱い要綱（平成26年11月4日教育委員会告示第5号）は廃止する。

議案第 10 号

直方市特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する規則を
廃止する規則について

直方市特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する規則を廃止する規則について、別紙のとおり提案する。

令和 8 年 6 月 9 日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により提案するものである。

直方市特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する規則を廃止する規則

直方市特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する規則（平成28年直方市教育委員会規則第5号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 11 号

直方市中学校部活動地域展開等検討委員会設置要綱の一部を
改正する告示について

直方市中学校部活動地域展開等検討委員会設置要綱を改正する告示につ
いて、別紙のとおり提案する。

令和 8 年 6 月 9 日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により提案す
るものである。

直方市中学校部活動地域展開等検討委員会設置要綱の一部を改正する告示

第2条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 直方市中学校部活動地域展開推進計画（以下「計画」という。）の進捗状況の把握、効果の確認及び課題の検証並びに計画の見直しに関すること。

第4条中「諮問に係る事務が終了したときまでとする」を「2年とし、再任を妨げない」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

直方市中学校部活動地域展開等検討委員会設置要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧
(所掌事務) 第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(4) 省略 <u>(5) 直方市中学校部活動地域展開推進計画(以下「計画」という。)の進捗状況の把握、効果の確認及び課題の検証並びに計画の見直しに関すること。</u> <u>(6) 省略</u> (任期) 第4条 委員の任期は、<u>2年とし、再任を妨げない</u>。 <u>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u>	(所掌事務) 第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(4) 省略 (新設) <u>(5) 省略</u> (任期) 第4条 委員の任期は、<u>諮問に係る事務が終了したときまでとする。</u> (新設)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

令和 7 年度

直方市教育委員会の権限に属する事務
の管理及び執行の状況についての点検
及び評価報告書

直方市教育委員会

目次

1. 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の概要	p 1
2. 直方市教育委員会の活動状況	p 2
3. 施策別点検及び評価シート	
主要施策 1 確かな学力の育成(学力の向上)	p 5
主要施策 2 豊かな心の育成	p 7
主要施策 3 健やかな体の育成	p 9
主要施策 4 特別支援教育の充実	p 11
主要施策 5 信頼される学校づくりの推進	p 13
主要施策 6 教育環境の整備・充実	p 15
主要施策 7 幼児教育の充実	p 16
主要施策 8 保育環境の整備	p 17
主要施策 9 家庭教育・家庭支援の充実	p 18
主要施策 10 社会教育活動の促進	p 19
主要施策 11 青少年の健全育成と交流体験活動事業の充実	p 21
主要施策 12 文化施設の振興	p 22
主要施策 13 スポーツの振興	p 23
主要施策 14 文化財の保護と学習機会の充実	p 24
4. 学識経験者からの意見	p 25

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の概要

1 目的

効果的な教育行政を推進するとともに、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育を行うことを目的として、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果を議会に報告し、公表することが義務付けられている。

また、点検及び評価を行う際には、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされている。

2 点検・評価の対象及び方法

直方市教育施策要綱に掲げる主な施策の目標達成に向けた取り組み状況と課題、成果の点検や今後の方向性を示したうえで、達成評価を行う。

達成評価は	目標を完全に達成できた	A
	目標達成に向けて順調に推移している	
	または、概ね目標を達成できた	B
	目標達成には取組の強化が必要	C
	目標を大きく下回り、抜本的な見直しが必要	D

の4段階で評価する。

学識経験者が、施策評価や施策の改善点について、意見を述べる。

3 点検・評価結果の公表等

- ① 点検、評価の結果についての報告書を議会へ提出
- ② ホームページ上で公表する。

参考 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

直方市教育委員会の活動状況

1. 教育長及び教育委員の状況

区 分	氏 名	現在の任期	期 数
教育長	山本 栄司	R6.12.13～R9.12.12	3期
委 員 教育長職務代理者	篠田 尊徳	R6.12.15～R10.12.14	2期
委 員	中野 昭子	R4.12.16～R8.12.15	2期
委 員	内藤 誠治	R5.12.15～R9.12.14	2期
委 員	阿部 英子	R3.12.16～R7.12.15	2期
	矢野 愛	R7.12.16～R11.12.15	1期

2. 教育委員会の開催状況

月 日	議案等	内 容
4月8日 定例会	議案	議案第1号 直方市文化財等に関する有識者委員会委員の委嘱について
	報告事項	補助金要綱の期限延長について
		補助金要綱の期限延長について
		グローバル人材育成事業について
		令和7年度直方市立小中学校管理職等人事について
		直方市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示について
		直方市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱制定について
		史跡 筑豊炭田遺跡群 整備基本設計について
5月13日 定例会	議案	議案第2号 直方市中学校部活動地域展開等検討委員会委員の委嘱について
		議案第3号 直方市中学校部活動地域展開等検討委員会への諮問について
		議案第4号 直方市文化財等に関する有識者委員会への諮問について
		議案第5号 直方市文化財専門委員会への諮問について
		議案第6号 直方市教育支援委員会委員の委嘱について
	報告事項	直方市こども食堂等事業費補助金交付要綱の制定について
		直方市幼稚園給食費補助事業実施要綱の一部を改正する告示について
		直方市多子世帯給食補助事業実施要綱の一部を改正する告示について
6月10日 定例会	議案	議案第7号 6月補正予算について
		議案第8号 直方市通級指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱について
	協議事項	令和6年度直方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価報告書について
		文化財登録原簿への登録の手続き提出の可否について
	報告事項	直方市学校規模適正化基本計画検討委員会について
		直方市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
		直方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

7月8日 定例会	議案	議案第9号 直方市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
	報告事項	令和7年6月定例議会一般質問について
		直方市学校規模適正化基本計画検討委員会について
8月5日 定例会	議案	議案第10号 令和6年度直方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価報告書について
		議案第11号 直方市学校適応指導教室設置要綱等の一部を改正する要綱について
		議案第12号 直方市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について
	報告事項	直方市学校規模適正化基本計画検討委員会について
		令和7年度直方市保育所等給食支援費補助金交付要綱の制定について
9月9日 定例会	議案	議案第13号 9月補正予算について
		議案第14号 直方市中学校部活動地域展開等検討委員会設置要綱について
	報告事項	直方市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
		福岡県第3子以降保育料無償化事業費補助金への対応について
		直方市学校規模適正化基本計画検討委員会について
		直方市文化芸術振興条例の制定について
		直方市文化芸術振興条例施行規則の制定について
		直方市立美術館本館及び別館の閉館について
		直方市文化財専門委員会の答申について
10月14日 定例会	議案	議案第15号 直方市学校規模適正化基本計画案について
		議案第16号 直方市小学校就学前子どものための教育・保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
	報告事項	令和7年9月定例議会一般質問について
		「直方市乳幼児教育・保育の指針」策定について
11月11日 定例会	議案	福岡県第3子以降保育料無償化事業費補助金への対応に係る規程の改正について
		議案第15号 直方市学校規模適正化基本計画案について
		議案第17号 12月補正予算について
	報告事項	議案第18号 美術館協議会委員の委嘱について
		児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
		直方市文化施設指定管理者の指定について
12月9日 定例会	報告事項	直方市中中学校部活動地域展開等検討委員会の答申について
		議案第19号 令和7年度12月補正予算について（追加）
		令和7年12月定例議会一般質問について
1月13日 定例会	議案	直方市文化芸術審議会委員について
		議案第15号 直方市学校規模適正化基本計画案について
	協議事項	議案第20号 直方市教育支援センター設置要綱の一部を改正する告示について
		卒業式の告辞（案）について
1月22日 臨時会	報告事項	直方市給食副食費無償化補助事業実施要綱の一部を改正する告示について
		直方市立美術館別館の閉館について
		議案第21号 直方市学校規模適正化基本計画に基づく複式学級解消について
2月10日 定例会	議案	議案第22号 令和7年度1月補正予算について
		議案第23号 令和8年度直方市教育施策要綱について
		議案第24号 令和7年度3月補正予算について
		議案第25号 令和8年度当初予算について

		議案第 26 号 直方市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則について
	報告事項	直方市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
		直方市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
		直方市ハートフル奨学金条例を廃止する条例について
		直方市学校規模適正化基本計画に基づく複式学級解消について（経過報告）
3月10日 臨時会	議案	議案第 27 号 直方市いじめ問題専門委員会への諮問について
3月70日 定例会	議案	議案第 23 号 令和 8 年度直方市教育施策要綱について
		議案第 28 号 直方市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について
		議案第 29 号 直方市教育委員会交際費に関する要綱の一部を改正する告示について
		議案第 30 号 直方市立小中学校における防犯カメラ設置及び運用に関する要綱の制定について
		議案第 31 号 直方市体育館防犯カメラ設置及び運用に関する要綱の全部を改正する告示について
		議案第 32 号 直方市文化施設防犯カメラ設置及び運用に関する要綱の全部を改正する告示について
		議案第 33 号 直方市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について
	報告事項	直方市教育委員会情報セキュリティポリシーの策定について
		直方市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について

3. 学校訪問の状況

月 日	学校名
6 月 9 日	直方北小学校
6 月 10 日	下境小学校
6 月 12 日	福地小学校
6 月 30 日	植木小
7 月 2 日	植木中学校

主要施策 1

1 主要施策名	確かな学力の育成(学力の向上)
2 担当課	学校教育課
3 取組・事業の目標	①基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付け、思考力・判断力・表現力を持つ子どもを育成するための授業改善を推進する。 ②基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付けるための取り組みを推進する。 ③グローバル化に対応した英語でのコミュニケーション能力を育成するため、英語教育に対応した指導体制の整備、発表や体験の場を設定する。 ④ I C T機器を活用した学習・指導方法の改善を図る。
4 取組・事業の内容	①授業改善 ○「のおがた授業モデル」を活用した取組の充実 ○「直方市ふくおか学力アップ推進事業」の充実 ○習熟度別少人数指導や補充学習の充実 ②基礎学力の定着、補充学習等の推進 ○徹底反復学習の取組の充実 (小学校において徹底反復学習を推進し学習の土台である集中力を高める) ○学習支援員の配置による補充学習の充実、図書館教育(読書活動)の推進 学習ボランティア、放課後学習、図書館支援員の活用 ③グローバル化に対応した教育の推進 ○外国語指導助手(A L T)の配置と活用促進 ○「小学生英語ひろば」の実施 ○「直方市英語発表会」の実施 ○中学校全学年での英検 IBA の実施 ○小学校 6 年生でのオンライン英会話の実施 ○直方市中高生海外派遣の実施 ④ I C T機器を活用した学習・指導方法の改善 ○タブレット、電子黒板等 I C T機器の効果的な活用 ○教科指導における、デジタル教科書等アプリケーションの活用の促進 ○学習支援ソフト(ロイロノート、e ライブラリー等)の活用の推進 ○プログラミング教育の推進 ○ I C T支援員の活用

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R7. 4. 1)	実績値 (R8. 3. 31)	目標値 (R7. 4. 1)	達成 評価
①授業改善	直方市標準学力調査（小学校）国語・算数で全国平均値の95% 直方版授業チェックリストの13項目すべての評価値（児童生徒・教師）が4段階評価の3を上回る ※ 調査対象 小学校 5,6年生 中学校 全学年 全担任	国語 0 学年 算数 4 学年 小 3.19 中 3.36 小) 担任 2.93 中) 担任 2.86	国語 1 学年 算数 2 学年 小 3.10 中 3.24 小) 担任 2.99 中) 担任 2.94	国語 全学年 算数 全学年 小 3.3 中 3.5 小) 担任 3.0 中) 担任 3.0	C
②基礎学力の 定着、補充学 習等の推進	全国学力学習状況調査(小中学校) すべての教科で全国平均値(100%)	小) 国語 100% 算数 96% 中) 国語 94% 数学 89%	小) 国語 93.6% 算数 90.3% 中) 国語 92.1% 数学 84.7%	小) 国語 100% 算数 100% 中) 国語 100% 数学 100%	B
③グローバル 化に対応した 教育の推進	英検 IBA の結果(中学校) 3年生 英検 3 級相当	英検 3 級 28%	英検 3 級 32.3%	英検 3 級 40%	B
④ I C T 機器 を活用した 学習・指導方 法の改善	プロジェクトチームによる ICT 機器を活用した「これからの授業」に関する授業公開 もしくは研修 ICT 機器、学習支援ソフトの活用 1. 電子黒板の活用 2. タブレットの活用 3. 学習支援ツール(アプリ)の活用	年 4 回 1. 常時/時々活 用の割合が 6 0% 2. 常時活用の 割合 80% 3. 常時活用の 割合 80%	年 5 回 1. 常時/時々活 用の割合が 85% 2. 常時活用の 割合 85% 3. 常時活用の 割合 75%	年 2 回 1. 常時/時々活 用の割合が 60% 2. 常時活用の 割合 80% 3. 常時活用の 割合 80%	A

主要施策 2

1 主要施策名	豊かな心の育成
2 担当課	学校教育課、文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	①子どもたちが自ら考え、議論する道徳科授業への改善・充実を図る。 ②自然体験活動、地域の歴史や文化に学ぶ活動などを通して心の教育の充実を図る。 ③人権尊重の精神の育成及び学力と進路の保障を目指して、学校教育全体を通して人権教育を推進する。 ④いじめ、不登校の未然防止・早期発見・早期対応のための体制整備と一人一人に応じたきめ細かな指導や相談等が実施できるよう環境整備に努める。 ⑤子どもの発達段階に応じた勤労観、職業観を育み、自立した生き方を考え、進路実現のためのキャリア教育を推進する。
4 取組・事業の内容	①道徳科の授業改善・充実 ○道徳教育推進教員の養成と道徳教育の充実 ○道徳科学習指導の充実 ②直方の歴史や文化を体感する体験活動等の推進 ○直方の自然や職業、文化、芸術等に関わる体験活動の推進 (自然教室、石炭記念館・汽車クラブ見学、高取焼体験学習等) ③人権教育の推進 ○直方市中学校ブロック人権教育推進事業の推進 ○人権教育学習教材集「あおぞら」「あおぞら2」、同和教育副読本「かがやき」の効果的な活用推進 ○児童生徒の発達段階に応じた平和に関する学習の推進 ④いじめや不登校への対応 ○「直方市いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づく指導及び対応の徹底(SNS等によるいじめも含め、早期発見、早期対応の徹底) ○不登校兆候等、配慮を要する児童生徒の情報収集及び連絡調整、指導・助言 ○行政機関や教育機関との連携 ○直方市学校適応指導教室(フレンズ)の運営 ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用促進 ⑤キャリア教育の推進 ○小中学校における職業学習(夢授業等)実施のため、地域、企業、関係機関、団体の関係者等との連携強化 ○キャリアパスポートの活用の支援 ○小中学校におけるアントレプレナーシップ教育の推進

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R7. 4. 1)	実績値 (R8. 3. 31)	目標値 (R7. 4. 1)	達成 評価
①道徳科の授業改善の推進	小中合同による授業研修会を実施	各中学校区で実施	各学校で実施	各中学校区で実施	C
②体験活動等の推進	各学年の実態に応じた体験活動 高取焼体験、自然教室、石炭記念館・汽車倶楽部見学、子ども音楽祭、英語発表会、職場体験	すべて実施	すべて実施	すべて実施	B
③人権教育の推進	各学校人権教育研修会の実施	実施率 100%	実施率 100%	実施率 100%	B
④いじめや不登校への対応	不登校児童生徒の割合	小学校 3.2% 中学校 9.9%	小学校 3.2% 中学校 9.5%	小学校 1.5% 中学校 7.5%	B
⑤キャリア教育の推進	1. 職場体験の実施 2. アントレプレナーシップ教育の実施	1. 2 校実施 2. 1 校実施	1. 4 校実施 2. 2 校実施	1. 4 校実施 2. 15 校 実 施	B

主要施策 3

1 主要施策名	健やかな体の育成
2 担当課	学校教育課、教育総務課
3 取組・事業の目標	①運動に慣れ親しみ、習慣化させることで体力や運動能力を向上させる教育活動を推進する。 ②生涯を通じて健康で安全な生活を送ることができるように健康教育や安全教育を推進する。 ③学校給食を充実させることにより食に関心を持ってもらい、望ましい食習慣と食に関する実践力を身に着ける。
4 取組・事業の内容	①体力や運動能力を向上させる取組 ○新体力テストの実施 (小・中学校、高等学校連携授業による取組の充実) ○スポコン広場等の積極的活用 ②健康教育・安全教育の推進 ○「早寝・早起き・朝ごはん運動」等の生活習慣の確立に向けた取組の充実（小中学校） ○規範意識育成のための指導の充実（薬物乱用防止、ネットモラル育成等） ○安全教育・防災教育の実施（交通安全(自転車、歩行、交通ルール等)、救急救命、火災対応地震対応、事故対応等） ③学校給食の充実による食育の推進 ○栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭等と連携して行う食育の推進 ○農業振興課と連携した地元農産物活用の推進 ○献立内容の放送の充実 ○献立委員会によるメニュー改善

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R7. 4. 1)	実績値 (R8. 3. 31)	目標値 (R7. 4. 1)	達成 評価
①運動やスポーツをする習慣を定着させる取組	新体力テスト（小 5、中 2） 各種目全国平均値以上 スポコン広場チャレンジランキングゾーンへの登録 部活動外部指導者数	全国平均値以上(種目数) 小男 2/8 小女 1/8 中男 6/8 中女 3/8 11 校 12 名	全国平均値以上(種目数) 小男 5/8 小女 4/8 中男 1/8 中女 0/8 11 校 12 名	全種目で全国平均値以上 (全 8 種目) 11 校 12 名	B
②健康教育・安全教育の推進	毎日朝ごはんを食べる割合 ・小学校 ・中学校 火災・地震・不審者・水害等の避難訓練の実施 交通安全教室の実施 情報モラル教育の実施	86.1% 83.1% 全小中学校 2 回以上実施 11 小学校 15 校実施	70.9% 77.9% 全小中学校 2 回以上実施 11 小学校 15 校実施	90.0% 90.0% 全小中学校 2 回以上実施 11 小学校 15 校実施	B
③学校給食の充実による食育の推進	「食に関する指導」を位置付け 直方産野菜の活用 ・小学校 ・中学校 小学校給食残食率 (栄養士在籍 4 小学校平均 R7. 6 月分) 中学校給食残食率 (4 中学校平均 R7. 6 月分)	15 校実施 5 品目 8 品目 5.08% 12.23%	15 校実施 4 品目 8 品目 5.37% 9.10%	15 校実施 10 品目 10 品目 3.0%以下 10.0%以下	B

主要施策 4

1 主要施策名	特別支援教育の充実
2 担当課	学校教育課
3 取組・事業の目標	①特別な支援を必要とする児童生徒の自立と社会参加を目指し、一貫した継続性のある指導支援の充実を図る。 ②幼児の実態と教育的ニーズに対して、適切な学習環境を提供するための支援を充実させる。 ③特別な支援を必要とする児童生徒が、安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備を推進する。 ④特別な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援を行うため、教職員の専門性向上と支援体制の整備を図る。
4 取組・事業の内容	①継続性のある指導支援の充実 ○発達障がい児等教育支援事業の実施 (市配置臨床心理士による巡回教育相談、理解・啓発を図るパンフレット等の配布) ○家庭及び福祉機関との連携の強化 ②就学前における支援の充実 ○就学に向けた相談活動・支援の充実 ○保育園・幼稚園・児童発達支援センター等への訪問実施 ③安全・安心かつ効果的に学べる環境整備 ○特別な支援を要する児童生徒の実態に対応した合理的配慮の提供 ○特別支援教育支援員の配置 ○通級指導教室の充実 ④専門性の向上と支援体制の整備 ○特別支援教育研修会（対象：担任、コーディネーター、特別支援教育支援員）の実施 ○特別支援教育担当者研修会の開催 ○特別支援学校との連携 ○スクールカウンセラーの活用

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R7. 4. 1)	実績値 (R8. 3. 31)	目標値 (R7. 4. 1)	達成 評価
①継続性のある指導支援の充実	臨床心理士による発達相談の実施	430 件 (就学相談の数を含む)	389 件	300 件 (児童生徒数)	A
②就学前における支援の充実	臨床心理士による就学相談の実施	118 件	164 件	100 件	A
③安全・安心かつ効果的に学べる環境整備	児童生徒の実態に応じた支援員の配置	39 名の配置	41 名の配置	43 名の配置	B
④専門性の向上と支援体制の整備	就学事務担当者 1 回、特別支援学級担当者 1 回、特別支援教育支援員研修会 1 回、特別支援コーディネーター研修会 3 回の実施	6 回	6 回	4 回	A

主要施策 5

1 主要施策名	信頼される学校づくりの推進
2 担当課	学校教育課
3 取組・事業の目標	①学校の教育力を高めるために、教職員の資質や指導力を高める研修や支援体制の充実に努める。 ②学校運営の評価をもとに教育活動の充実を図る。 ③コミュニティ・スクール等を活用し、地域住民等と連携した教育活動の推進を図る。 ④児童生徒の安全教育の充実を図るとともに、地域や関係機関・団体との連携を密にした安全対策を推進する。 ⑤デジタル技術を活用することにより学校事務の効率化を図るとともに、出欠連絡等の保護者の負担軽減を図る。
4 取組・事業の内容	①教職員研修の充実 ○小中一貫教育推進のための研修会の充実 ○教育委員会指定研究委嘱校への指導・支援 ○管理職研修会、若年教職員研修会等の充実 ○「直方市小中学校教科等研究会」及び「自主的研修」の支援 ○教育論文・実践記録の応募奨励と継続的な指導・支援 ②学校運営・評価システムの充実 ○学校評議員制度の充実及び学校の「自己評価」「関係者評価」の公表・報告の推進 ○学校評価を活用した保護者や地域の信頼に応える学校づくりの推進 ③地域住民等と連携した教育活動の推進 ○コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進 ○「ふれあい交流事業」や地域住民等を活用した学習指導の支援 ○地域人材や学生を活用した教育活動や補充学習の拡充 ○開かれた学校づくりを目指す「特色ある教育活動」の推進 ④安全対策の推進 ○関係機関（警察、消防署、市関係部署）や地域団体等との連携強化 ○「学校危機管理マニュアル」の具体化と職員への浸透・徹底 ○通学路の安全点検及び整備促進 ○感染症対策の浸透・徹底 ⑤学校事務の効率化とD Xの推進 - 学校と家庭のD Xの推進 ○出欠等のやり取り、学級通信等のメール配信 ○学力や健康診断等のデータの管理における統合システムの導入

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R7. 4. 1)	実績値 (R8. 3. 31)	目標値 (R7. 4. 1)	達成 評価
①教職員研修 の改善・充実	教育論文の応募数 20 点以上 (各学校 1 点以上)	19 点	17 点	19 点	B
②学校運営・評 価システム の充実	自己評価・関係者評価の実施と 公表	自己評価 関係者評価 実施 100% 公表 100%	自己評価 関係者評価 実施 100% 公表 100%	自己評価 関係者評価 実施 100% 公表 100%	A
③地域住民等 と連携した 教育活動の 推進	研究指定校での学校運営協議会 の開催	年 3 回	2.7 回 (6 校平均)	年 3 回	B
④安全対策の 推進	地域・保護者と連携した通学路 安全点検の実施	実施率 100%	実施率 100%	実施率 100%	A
⑤D X の推進 と学校事務 の効率化	欠席連絡、学校通信等メール配 信活用率	80%	97%	80%	A

主要施策 6

1 主要施策名	教育環境の整備・充実
2 担当課	教育総務課、学校教育課
3 取組・事業の目標	①学校規模適正化方針の検討と整合を図りながら、老朽化した学校施設の改善整備を行う。 ②I C T環境の整備を推進する。 ③学校規模適正化基本計画の検討・決定を行う。
4 取組・事業の内容	①学校施設の整備・充実 ○トイレ快適化事業 【洋式化工事】 ・直方西小学校、感田小学校、直方第二中学校、植木中学校 【実施設計】 ・下境小学校、直方第三中学校 ②I C T環境の整備推進 ・統合型校務支援システム活用の推進 ・電子黒板活用の推進 ③学校規模適正化の推進 ・直方市における学校適正規模の検討 ・学校規模適正化基本計画の決定

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R7. 4. 1)	実績値 (R8. 3. 31)	目標値 (R7. 4. 1)	達成 評価
①学校施設の整備充実	小中学校のトイレの洋式化率	61. 4%	66. 9%	66. 9%	A
②ICT環境の整備推進	教育データ基盤構築実現協議会等の開催	2 回	2 回	2 回	A
③学校規模適正化の検討	学校規模適正化基本計画検討委員会(諮問会議Ⅱ)の実施	開始	完了	完了	A

主要施策 7

1 主要施策名	幼児教育の充実
2 担当課	こども育成課
3 取組・事業の目標	①幼児教育・保育の内容を充実するため園との連携を強化し、幼児教育・保育の質の向上のための取り組みを推進する。 ②子どもの豊かな感性を育み、様々な意欲につなげるための体験事業を通し、幼児教育の充実を図る。
4 取組・事業の内容	① 幼児教育・保育の質の向上 ○巡回相談の実施 各園からの個別の相談に対し、保育アドバイザー及び保育士が直接保育現場を訪問。保育環境の調整や子どものかかわりの工夫など、対応策の指導を実施。 ○研修会の実施 保育士等を対象とした研修会の実施 ② 体験事業の実施 年長児童（未就園児含む）を対象とした体験事業（コンサート、観劇等）

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R7. 4. 1)	実績値 (R8. 3. 31)	目標値 (R7. 4. 1)	達成 評価
①巡回相談事業・訪問	訪問実施回数	15 回	19 回	15 回	A
研修会	研修会の実施回数	2 回	2 回	3 回	
②体験事業	体験事業の実施回数	1 回	1 回	1 回	A

主要施策 8

1 主要施策名	保育環境の整備
2 担当課	こども育成課
3 取組・事業の目標	① 保育士の職場環境の改善や安心・安全な保育を提供するための保育施設の整備を行う。 ② 保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図る。 ③ 保育所・認定こども園（保育）への入所手続きの際の園や保護者の負担軽減を図る。 ④ 安定した保育の実施や保育士の職場環境の改善を図る。 学童クラブの施設整備を行い、待機児童の解消を図る。
4 取組・事業の内容	①保育関連施設の整備 ②保育支援者の配置及び見守り等やスポット支援員の配置 ③保育所・認定こども園（保育）への入所手続きの電子申請の実施 ④保育士確保事業 ○合同就職説明会の実施 ○奨学金返済支援制度の充実 ⑤学童クラブ運営管理 ○要整備施設の優先順位の整理 ○夏季のみ開所の学童クラブの充実

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R7. 4. 1)	実績値 (R8. 3. 31)	目標値 (R7. 4. 1)	達成 評価
① 保育関連施設の整備	R7 整備事業の着工	—	1 園	1 園	A
② 保育支援者の配置及び見守り等やスポット支援員の配置	保育支援者等を配置した園の数	10 園	9 園	12 園	B
③ 保育所・認定こども園（保育）への入所手続きの電子申請の実施	電子申請の導入及び運用	—	実施 (申請者なし)	実施	C
④ 保育士確保事業	○合同就職説明会の実施回数 ○奨学金返済支援補助金の利用者数	1 回 10 人	1 回 8 人	1 回 11 人	B
⑤ 学童クラブ運営管理	○学童クラブ重点修繕点検 ○夏季のみ開所の学童クラブ実施数	— —	1 か所 2 校	2 か所 1 校	B

主要施策 9

1 主要施策名	家庭教育・家庭支援の充実
2 担当課	こども育成課
3 取組・事業の目標	①未就園児及びその家庭を把握することにより未就園児に就園を促すほか、就学にかかわる相談体制をつくる。 ②子育て支援センターでの安定した事業の実施。 ③家庭教育における乳幼児教育の支援の充実。 ⑤ 多世代交流として、地域の高校生と子育て世代の交流を図る。
4 取組・事業の内容	①3 歳児を対象とした絵本配布事業 ○未就園児及びその家庭の把握、就園への促し ②子育て支援センターでの安定した事業の実施 ○多世代交流の促進 ○利用する保護者からの個別相談に対応 ○家庭の支援体制充実(要保護児童対策地域協議会との連携強化) ③保護者を対象とした、乳幼児教育への不安や悩み解消のための子育て講座の実施 ④多世代交流の実施 ○筑豊高校との共同事業で高校生と子育て世代の交流会(子育てサロン)を開催する。毎年5月から翌1月までで7回行う。

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R7. 4. 1)	実績値 (R8. 3. 31)	目標値 (R7. 4. 1)	達成 評価
①絵本配布事業	絵本の配布部数	443 部	407 部 (配布対象者 407 名)	420 部	A
②子育て支援センター事業	センターの利用者数 延べ相談件数	4,000 人 250 件	7,307 人 444 件	5,000 人 240 件	A
③ 子育て講座	子育て講座実施回数	3 回	3 回	3 回	A
④多世代交流の実施	子育てサロンの参加人数	182 人	166 人	200 人	B

主要施策 10

1 主要施策名	社会教育活動の促進
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	①心の豊かさや生きがいづくりのため、ライフスタイルや価値観の多様化に対応した「学びの入口」となる機会を提供する。 ②誰もがいつでもどこでも活用できる学びのプラットフォームを提供することにより、「学び」を通じたウェルビーイングを実現する。 ③地域の高齢者による学習支援ボランティアが、自分の経験や知識、特技を披露する場として、子どもたちとの交流の場を設けることにより、高齢者の生きがいづくりや学習意欲を喚起するとともに子どもたちの体験学習を支援する。 ④市民文化祭の活性化を図り、市民の文化活動の充実を目指す。 ⑤社会教育団体の自発的学習活動の活性化や継続に向けた活動支援を図るとともに、団体等との連携に努める。
4 取組・事業の内容	①生涯学習事業の推進 知的好奇心や知識欲を刺激することを目的に、各世代のニーズに合わせた分野・講師による講演会事業を実施する。 ②生涯学習オンラインプラットフォームの構築 市および関連団体が主催する講座や市民のサークル活動等の情報を集約するとともに、地域人材のマッチング機能を持ったオンラインプラットフォームを構築する。 ③地域の高齢者による学習支援 地域の学習支援ボランティアが学校を訪問し、講座で学んだ内容及び今までの経験や知識、特技を活かし、子どもたちの総合学習等の場で教える「ふれあい交流事業」を実施する。 ④市民文化祭の活性化等、市民の文化活動の充実 R7 年度も開催方法を工夫しながら、市民文化活動を発表できる場を設け、市民の文化活動の支援を行う。 ⑤社会教育団体の活動支援 芸術、歴史、芸能及び文化、スポーツ振興、青少年育成に関する団体や連合体が行う事業に対して支援を行う「社会教育活動費補助金」の制度を活用し、社会教育団体の活動の一部を補助する形で自発的学習活動の活性化に取り組む。

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R7. 4. 1)	実績値 (R8. 3. 31)	目標値 (R7. 4. 1)	達成 評価
①生涯学習の推進	講演会実施回数 講演会参加者数	— —	1 回 845 人	8 回 1,750 人	C
②生涯学習オンラインプラットフォームの構築	市民団体・サークル登録数 講座・講演会等登録数	— —	0 団体 0 講座	100 団体 50 講座	D
③地域の高齢者による学習支援	ふれあい交流実施回数	111 回	128 回	100 回	A
④市民文化祭の活性化	市民文化祭の参加人数	1,148 人	2,133 人	1,500 人	A
⑤社会教育団体の活動支援	支援実施団体数	5 団体	5 団体	5 団体	A

主要施策 11

1 主要施策名	青少年の健全育成と交流体験活動事業の充実
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	①自然とのふれあい体験や様々な生活体験活動を通して、健やかで、豊かな人間性を育み、広い視野や志を持ち、たくましく生き抜く力を備えた青少年の育成を図る。また、地域の歴史や伝統文化に触れる活動を通して、郷土への誇りや愛着を持つ機会の充実に図る。 ②音楽の専門家等が指導することにより、子どもたちが普段の授業等では得られない様々な体験や創作活動を通して、子どもの才能の芽を育む。 ③プロの演奏家から直接指導を受けることで、技術・意識の向上を図り、市内における吹奏楽の発展を目指す。
4 取組・事業の内容	①青少年の体験活動・世代間交流事業の実施 ・アート系親子教室（2回程度） ・子ども向け料理教室 ・カヌー川下り ・職場体験（消防署） ・紙ヒコーキ大会 ・サイエンスショー（2回程度） ・ニュースポーツ体験会 ・親子陶芸教室 ②子どもの才能の芽を育む事業の実施 ○直方市出身のプロの声楽家である野上結美氏を各小中学校へ派遣して、合唱指導を行うことで、声を出し歌うことの楽しさを伝える。 ○幼稚園音楽アウトリーチ事業では、市内の幼稚園でコンサートを行い、幼児に生演奏を披露し、優れた音楽を直に体験してもらう事業を行う。 ③中高生吹奏楽クリニック事業の実施 市内の中学生・高校生の吹奏楽部を対象に、プロの演奏家が演奏方法や普段の練習の指導・アドバイスを行うことで、市内吹奏楽の発展を目指す。

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R7.4.1)	実績値 (R8.3.31)	目標値 (R7.4.1)	達成 評価
①体験活動・交流事業	青少年育成市民会議事業の参加人数	332 人	413 人	400 人	A
②子どもの才能の芽を育む事業	参加人数	866 人	1,165 人	1,000 人	A
③中高生吹奏楽クリニック事業	参加人数	135 人	155 人	150 人	A

主要施策 12

1 主要施策名	文化施設の振興
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	①文化施設の運営を行っている指定管理者と連携し、各施設の特色を活かした管理運営を行う。 ②各文化施設間の連携を強化し魅力的な運営を行う。
4 取組・事業の内容	①指定管理者と連携した特色を活かした文化施設の活用と運営 直方谷尾美術館と連携し、直方の未来を担う子どもたちに芸術に触れる機会を創出し、個性を伸ばし想像力を育むために「第4回のおがた子どもアート大賞展」の開催に向けての取り組みを継続して行う。また、関係課や学校などと連携し、各施設の特色を活かした事業を実施する。 ・季節の生け花・食事の提供(直方歳時館) ・三太郎 cafe(直方歳時館) ・社会科見学(直方市石炭記念館) ・子育て広場(直方市立図書館) ②文化施設間の連携強化 R7年にはユメニティのおがたが開館25周年を迎える。それらのアニバーサリー事業に向けて、それぞれの施設の企画展に関連した事業やイベントを行うなど施設間の連携強化を行う。

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R7.4.1)	実績値 (R8.3.31)	目標値 (R7.4.1)	達成 評価
①文化施設の活用	文化施設の年間利用者数	169,056 人	178,340 人	180,000 人	B
②文化施設間の連携強化	文化施設間連携イベントの回数	5 回	4 回	5 回	B

主要施策 13

1 主要施策名	スポーツの振興
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	①スポーツ関係団体等と連携して、市民がスポーツに親しめる機会を創出する。 ②市民の誰もがスポーツに参加できる環境をつくるため、学校や地域と連携を図った事業を行う。
4 取組・事業の内容	①各団体及び庁内関係課と連携したスポーツ活動の促進 スポーツ推進委員や地域総合型スポーツクラブ、庁内関係課と連携し、市民がスポーツに親しめる事業を実施する。 ○主催事業等 ・ピラティス教室 ・こども相撲教室 ・こども陸上教室 ・体力テスト会 ・弓道教室 ・スポーツ推進団体関連事業 ・トップアスリート事業（日本生命協定事業） ・トップアスリート事業野球教室 ・トップアスリート事業（フレンドリータウンシップ協定） ○その他事業等 ・直鞍一周駅伝競走大会（体育協会等連携事業） ・わくわくのおがたスポーツクラブとの共催事業 ②学校や地域と連携を図った事業の実施 直方市スポーツ推進委員協議会と学校や地域が連携し、カヌー教室やニュースポーツ体験などの事業を行う。

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R7. 4. 1)	実績値 (R8. 3. 31)	目標値 (R7. 4. 1)	達成 評価
①スポーツに親しむ機会の創出	スポーツ教室等種目数 スポーツ教室参加者数	13 種目 512 人	11 種目 538 人	16 種目 500 人	B
②学校や地域と連携を図った事業の実施	連携事業の回数	6 回	7 回	6 回	A

主要施策 14

1 主要施策名	文化財の保護と学習機会の充実
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	①歴史的価値の高い施設・資料の保存のため、必要に応じた修復を行った上で、国指定史跡筑豊炭田遺跡群を構成する模擬坑道や石炭記念館本館をより魅力ある施設として整備する。 ②郷土の歴史に直接触れる機会を提供し、誇りや愛着を持つ機運を醸成する。 ③故郷の歴史、文化財に誰もが接することができる機会を提供する。
4 取組・事業の内容	①国指定史跡筑豊炭田遺跡群の保存整備に向けた取り組みの推進 石炭記念館本館の耐震補強工事等に関する基本設計を作成する。 ②郷土資料室の充実 郷土の歴史に興味を持ち、来館者に満足してもらえるよう、魅力的な企画展を開催する。 ③故郷の歴史と文化財に関する学習機会の充実 ・遠賀川流域の古墳同時公開 ・文化財関係出前講座等 ・青少年事業での文化財関係イベントの実施

指 標	指 標 の 概 要	現状値 (R7. 4. 1)	実績値 (R8. 3. 31)	目標値 (R7. 4. 1)	達成 評価
①筑豊炭田遺跡群の整備保存	基本設計の作成	—	作成	作成	A
②郷土資料室の充実	企画展の実施	0 回	0 回	1 回	D
③故郷の歴史と文化財に関する学習機会の充実	古墳同時公開・出前講座等実施回数 古墳同時公開・出前講座等来場者数	5 回 100 人	4 回 200 人	6 回 400 人	C

令和8年6月9日

直方市学校規模適正化基本計画に基づく複式学級解消について（経過報告）

教育総務課

1. スクールバス運用状況の視察
 - 5/20.宮若西小学校
 - 5/29.小竹みらい小学校
2. 6/4 中泉小学校保護者説明会
【主な説明内容】
 - 学校間交流の実施計画について
 - 通学路の安全対策に関する検討状況について
 - スクールバス導入に関する検討状況について
 - 説明資料（別紙）
3. 8月以降 中泉小学校保護者説明会
4. 教育委員会
 - 7/14 定例教育委員会
 - 7/24 臨時教育委員会
 - 8/4 定例教育委員会



「休校」に関する 保護者説明会

2026年6月4日
中泉小学校図書室



1.「休校」検討の取組状況について

- ①学校間交流の実施・検討状況
- ②通学路の安全対策
- ③スクールバス導入

2.児童アンケートについて

3.今後のこと

㊦ 1-①学校間交流の実施・検討状況 1/2

全29回予定学校間交流の1回目となる、「歓迎遠足」の様子



昼食を一緒に食べたり、自由時間も一緒に遊ぶ姿が見られ、交流の成果を感じました。

児童の感想も、「一緒にできて楽しかった」「下境小の子も入れて遊べてよかった」「一緒に弁当を食べれてよかった」など、交流に肯定的な感想を多く聞くことができました。

4月24日（金）歓迎遠足では、まずはじめに、出会いの会を行いました。

出会いの会では、お互いの学校のことをクイズ形式で知らせたり、先生たちの紹介などを行いました。

両校ともに、雰囲気良く交流をスタートすることができました。





1-①学校間交流の実施・検討状況 2/2



【今後の活動】

学校間交流計画に基づき、社会科見学や自然教室などの行事、また、交流授業において、交流を進めていく。

交流授業の体育（水泳）については、下境小と合同で、アクアメッツスポーツクラブのプールにて行う。

【移動手段について】

今回の歓迎遠足では、市マイクロバスを活用したが、滞りなく行うことができた。今後も、行事の交流や授業交流には、市マイクロバスを活用していく。

水泳の授業については、アクアメッツスポーツクラブのバスで移動する。
(下境小と合同)



1-②通学路の安全対策



【4月】点検調書提出

点検調書（3箇所分）を、

（＝どのような注意が必要か、改善要望等を整理したもの）

通学路交通安全プログラム担当課（＝用地管理課）へ提出

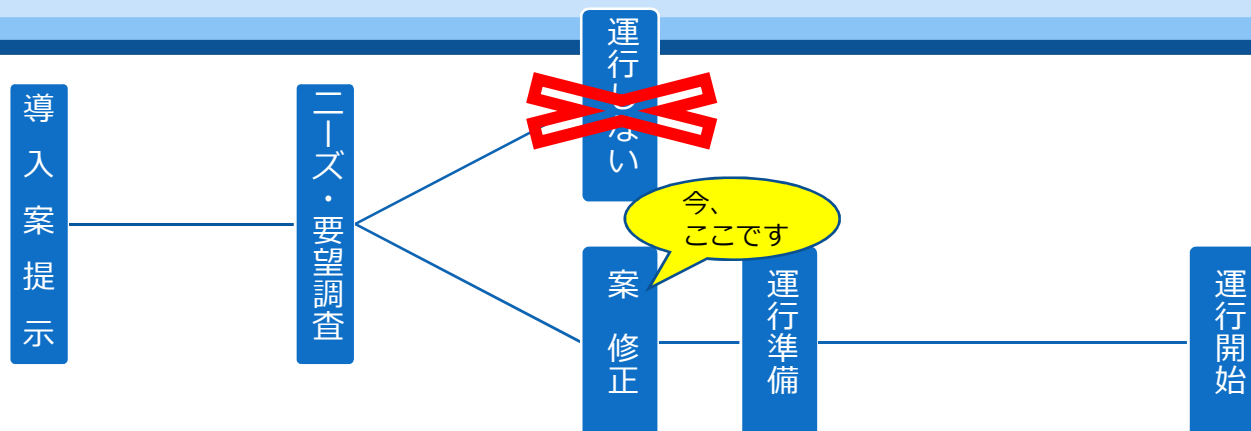
【5月】個別協議調整

用地管理課による内容確認

例年、秋頃開催される「直方市通学路安全推進協議会」での協議を待たずに、関係機関との個別協議を実施することを確認

用地管理課が、関係機関（直方警察署、福岡県直方県土整備事務所）と個別協議を調整中

① 1-③スクールバス導入 1/4



修正案

・乗車できる児童：中小学校区に住所を有する児童

・利用者負担：なし

・登校時

2便・1ルート

中泉中央市営住宅付近を、

7:30 (1便)・7:55 (2便) に出発し、

武谷・須賀神社前・直方大橋を経由し、

下境小学校付近に、

7:45頃 (1便)・8:10頃 (2便) に到着する。

・下校時

2便・1ルート

低学年下校時刻・高学年の下校時刻に合わせて出発

登校時と逆ルート

※学童クラブ、放課後等デイサービス利用の場合は乗車しない。

① 回答者

(1～6年生) 26人中、23人

(1～5年生) 21人中、19人がスクールバス利用希望
⇒スクールバスを運行する

② 使用する車輛 (乗車予定人数から)

(1～5年生) 19人 + 未回答者 + 新1年生 = 20人以上
中型バス (44人)・大型バス (55人) : 過剰
ワゴンタイプ (10人) : 不足
⇒マイクロバス (18人) で2周 (= 2便)

③ マイクロバス (人) で、2便運行とする利点

- 各家庭の事情による出発時間の違いへ対応
- 大型バス：運行ルート・乗降場所に制限

④ ※1便・2便を選択し、乗降車する場所を登録

※定時運行 (= 路線バス、電車と同様)

※添乗員なし

ご理解いただきたいこと

●暫定的な運行ルールとなります。

- ・現在、直方市全体のスクールバスに関する決まりごとはありません。
- ・今回の「休校」による環境変化（通学距離増）への対応のため、**暫定的に乗車制限は設けず**、運行します。
- ・市全体のスクールバスに関する決まりごとの作成後、乗車制限（距離・地域）を設定することが考えられます。

●定時運行です。

- ・路線バスや電車と同様に、出発の予定時刻になれば出発します。
- ・1便、2便のいずれかに、事前に乗車登録していただき、登録したとおりに利用していただきます。

●添乗員なしでの運行を想定しています。

- ・添乗員を配置している自治体は、少ない。（福岡県内 2自治体／20自治体）
 - ・添乗員なしの現場視察（宮若市、小竹町）したところ、問題なく乗降していました。
- ※バス導入当初、学期変わり等は、市職員が同乗する等の対応を実施します。

●出欠確認（：教室での出欠確認のこと）について

- ・徒歩通学者等と同様に、出欠確認（すぐーる、電話連絡）を行います。

●乗降管理（：スクールバスへの乗降車の確認のこと）について

- ・スクールバスに「乗る・乗らない」「乗った・降りた」ことの管理を行います。
- ・スクールバス乗降の状況が保護者に通知されるシステム等の導入に向けて調査をしています。



1-③スクールバス導入 3/4



スクールバス導入イメージ（案）

●乗車登録どおりに乗車

年度ごと又は学期ごとの調査を通じて、乗車登録の実施

乗車登録（1便・2便、乗降車場所）のとおり、スクールバスに乗車

●乗車しない場合は連絡

スクールバスに乗車しない場合は事前に連絡が必要（**乗らない連絡**）

※学校への**欠席連絡**とは、別のもの

●スクールバス乗降車の管理・連絡

スクールバスへ乗車した、スクールバスを降車した：**乗降管理**を実施

↓
保護者へ連絡
（**乗車連絡**）

↓
保護者へ連絡
（**降車連絡**）

降ろし忘れ防止



※**青字の連絡・管理**：システム導入を想定しています。

⇒システムを通じて、

保護者・学校・スクールバス運転手・教育委員会が共有

今後の検討が必要なこと

- ・ 運行ルート、時間
 - ・・・今後、調査を実施し、決定・修正を行います。
- ・ 乗車、降車場所
 - 下境小学校への、マイクロバスの乗り入れは困難です。
 - ・・・学校敷地外での乗降車となる予定です。
 - 学校 ⇔ 乗降車場所は徒歩（5～10分程度）
- ・ 乗降管理：当日乗降車の確認のこと
 - システムの利用等、効果的・効率的な乗降管理を行います。

② 2.児童アンケートについて 1/3

【児童アンケート】

4月22日の説明会后、中泉小学校と説明会に出席していた保護者との話し合いにより実施を決定

質問項目は、中泉小学校と保護者が相談して作成

質問1. もし、来年の4月から下境小学校に行くとしたら、どう思いますか。

質問2. 心配なことや不安に思うことはありますか。

質問3. 楽しみにしていることはありますか。

質問4. 「してほしい」ことなどがあれば、書いてください。

児童全員（41名）から、回答（1・2年生は自宅で、3～6年生は学校で）

学年	回答者数
1年生	3名
2年生	3名
3年生	7名
4年生	5名
5年生	12名
6年生	11名
計	41名

●質問1への回答

態度	児童数	割合	回答例
楽しみ、嬉しい、前向き等	14名	34.1%	「楽しみです」「嬉しい」 「頑張りたい」
いやだ、行きたくない、 不安・心配が中心等	15名	36.6%	「いやです」「心配」「無理」 「行きたくない」
中立・曖昧 わからない、関心が低い、保留等)	12名	29.3%	「分かりません」「特にありません」
計	41名	100%	

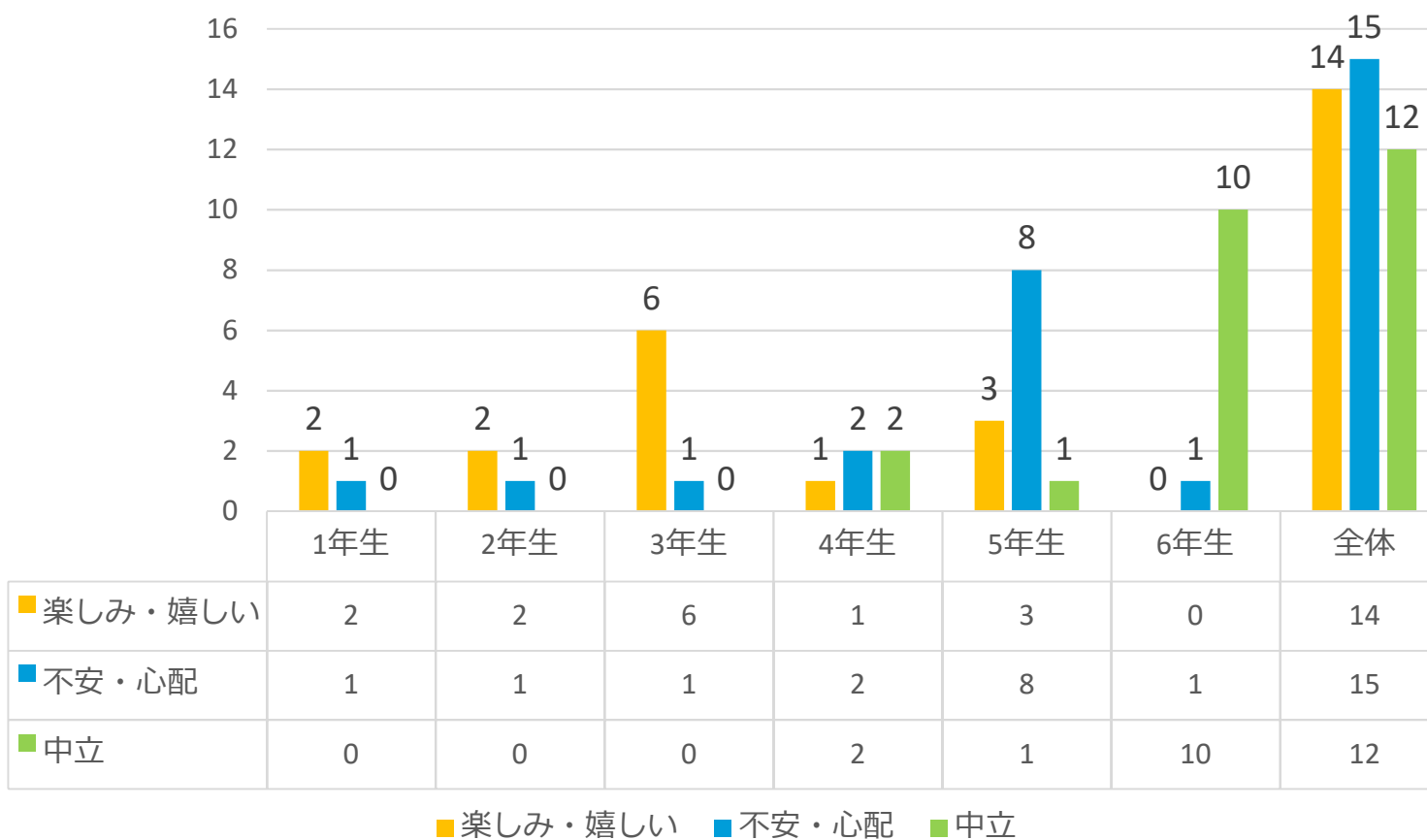


2.児童アンケートについて 2/3



●学年別の回答整理（質問 1）

「もし、来年の4月から下境小学校に行くとしたら、どう思いますか？」





2.児童アンケートについて 3/3



児童「休校についてのアンケート」を受けて

※新しい環境への期待と不安が、共存している状態※

→児童の心理に寄り添った、丁寧なサポートが不可欠

- 「不安・心配」への対応
 - ・児童の観察を丁寧に行う
 - ・必要に応じ、個別対応
- スクールバス導入の早期決定
 - ・通学に関し、複数の不安の声あり
 - ・通学不安の解消が必要
- 学校間交流の充実
 - ・交流の効果あり → 継続実施
- 下境小学校のことが「分からない」ことへの不安
 - ・下境小学校への訪問、交流の複数回実施

3.今後の予定（6月4日説明会後修正）

※令和8年7月末頃

令和9年4月からの「休校」の可否につき、
教育委員会にて決定

※令和8年8月以降（「休校」の可否決定後）
保護者説明会を実施します。

（7月中旬に予定していた説明会は、6月4日説明会でのご意見
を受け、実施しないことといたしました。）